

第1章 総 則

(目的)

第 1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 児童養護施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 子育て短期支援事業の経営

(名 称)

第 2条 この法人は、社会福祉法人光の子どもの家という。

(経営の原則)

第 3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4条 この法人の事務所を埼玉県加須市砂原字中谷277番地に置く。

第 2章 役員及び職員

(役員の数)

第 5条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 社会福祉法第44条第6項を尊重するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(常務理事)

第 6条 理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。

- 2 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2

号の業務執行理事とする。

- 3 常務理事は、理事会の決議を受けて、理事長が委嘱する。
- 4 常務理事は、理事長の命をうけて、この法人の定款細則の定める業務を処理する。

(理事の選任等)

第7条 理事は、評議員会の決議において選任し、理事長が委嘱する。

(理事の職務及び権限)

第8条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の選任等)

第9条 監事は、評議員会の決議において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(監事による監査)

第10条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び加須市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。
- 4 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求めこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第11条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

- 2 役員は再任することができる。
- 3 理事又は監事は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第12条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(職員)

第13条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(役員報酬等)

第14条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第3章 理事会

(理事会)

第15条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 この法人の業務の決定は、全ての理事をもって構成する理事会によって行う。
- 3 理事会は、理事長がこれをする。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 5 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれをしなければならない。
- 6 理事会に議長を置き、議長はその都度互選する。
- 7 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決す

ることができない。

- 8 理事会の議決は、法令及びこの定款に定めがある場合を除き、出席した理事の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 前2項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思をしめしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものと見なす。
- 10 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 11 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について法令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

第4章 顧問

（顧問）

- 第16条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
 - 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
 - 4 顧問の任期は選任後2年以内とする。
 - 5 顧問は再任を妨げない。

第5章 評議員

（評議員の定数）

- 第17条 この法人に評議員7名を置く。

（評議員の選任及び解任）

- 第18条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員3名の合計6名で構成する。
 - 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

ない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格等)

第19条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から評議員選任・解任委員会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が2名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

- 2 評議員は、再任を妨げない。

(評議員の報酬等)

第21条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で定める。

第6章 評議員会

(評議員会)

第22条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 3 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 4 評議員会に議長を置く。
- 5 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 6 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 7 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について法令で定めるところにより、議事の経過の要領及びその結

果を記載した議事録を作成し、これに署名押印しなければならない。

(評議員会の権限)

第23条 評議員会は、次にかかげる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支決算
- (10) 臨機の措置
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第24条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

(決 議)

第25条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があ

ったものとみなす。

第7章 資産及び会計

(資産の区分)

第26条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号にかかげる財産をもって構成する。

(1) 土地

埼玉県加須市砂原字中谷277番地3号所在の光の子どもの家 敷地 1筆
(1,911.61㎡)

埼玉県加須市砂原字中谷277番地6号所在の光の子どもの家 敷地 1筆
(955.20㎡)

埼玉県加須市砂原字中谷277番地7号所在の光の子どもの家 敷地 1筆
(956.21㎡)

埼玉県加須市旗井字曾根501番地5号所在の光の子どもの家 敷地 1筆
(148.78㎡)

(2) 建物

鉄筋コンクリート1,2階建て 瓦棒葺き 127.23㎡ (事務棟)

鉄筋コンクリート1階建て 瓦棒葺き 94.77㎡ (食堂棟)

鉄筋コンクリート2階建て 瓦棒葺き 551.25㎡ (子どもの家)

鉄筋コンクリート2階建て 瓦棒葺き 151.67㎡ (職員宿舎)

木造1階建て 亜鉛メッキ瓦棒葺き 53.46㎡ (倉庫)

木造2階建て 亜鉛メッキ瓦棒葺き 82.80㎡ (物置・休息所)

木造2階建て 亜鉛メッキ瓦棒葺き 317.84㎡ (集会所)

木造2階建て 瓦葺き 87.76㎡ (居宅)

3 その他財産は基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項にかかげるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第27条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、加須市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号にかかげる場合には、加須市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併

せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第28条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び予算)

- 第29条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎会計年度開始前に、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第30条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事ならびに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計処理の基準)

第31条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(会計年度)

第32条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(臨機の措置)

第33条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 解散

(解散)

第34条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第36条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、加須市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を加須市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、社会福祉法人光の子どもの家の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第38条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

- 2 第11条第2項、第25条及び第36条第1項、第2項の改正は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 第5条第1項の改正は、平成29年3月15日から施行する。
- 4 この定款は、平成29年4月1日より施行する。

理事長	福島	勲
理事	佐藤	進
理事	田中	春女
理事	竹花	暁
理事	原田	史郎
理事	仙道	富士郎
常務理事	今関	公雄
監事	秋間	典雄
監事	高瀬	美武

1985年	4月	1日	制	定
1986年	6月	17日	一	部変更
1987年	6月	23日	一	部変更
1989年	6月	12日	一	部変更
1991年	4月	1日	一	部変更
1995年	4月	1日	一	部変更
1999年	4月	1日	一	部変更
2001年	4月	1日	一	部変更
2002年	11月	3日	一	部変更
2006年	4月	1日	一	部変更
2011年	3年	26日	一	部変更
2013年	5月	25日	一	部変更
2017年	3月	15日	一	部変更
2017年	4月	1日	一	部変更